

# 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、宇佐市立南部学校給食センター運営委員会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

## 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

2 1の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

宇佐市立南部学校給食センター運営委員会  
会長 河野修一様

住 所 〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

\_\_\_\_\_  
(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 宇佐市立南部学校給食センター運営委員会では、宇佐市暴力団排除条例及び宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。